

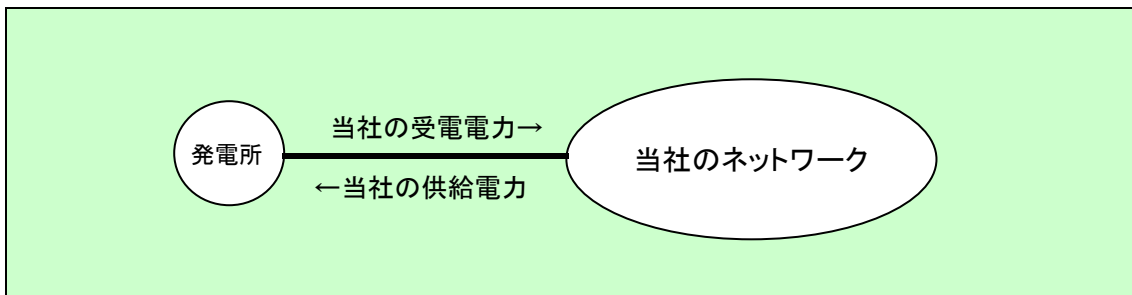
# 電源線の工事費負担金について

当社の託送サービスの利用にあたり、発電所を当社の送配電設備（以下、ネットワーク設備）に接続するために、当社が受電側接続設備（以下、「電源線」といいます。）を新たに施設する場合、これに係る工事の工事費負担金を申し受けることになります。

## 1 電源線とは

託送サービス利用にあたっての電源線とは、契約者の発電所から当社が受電することを主たる目的とする供給設備をいいます。

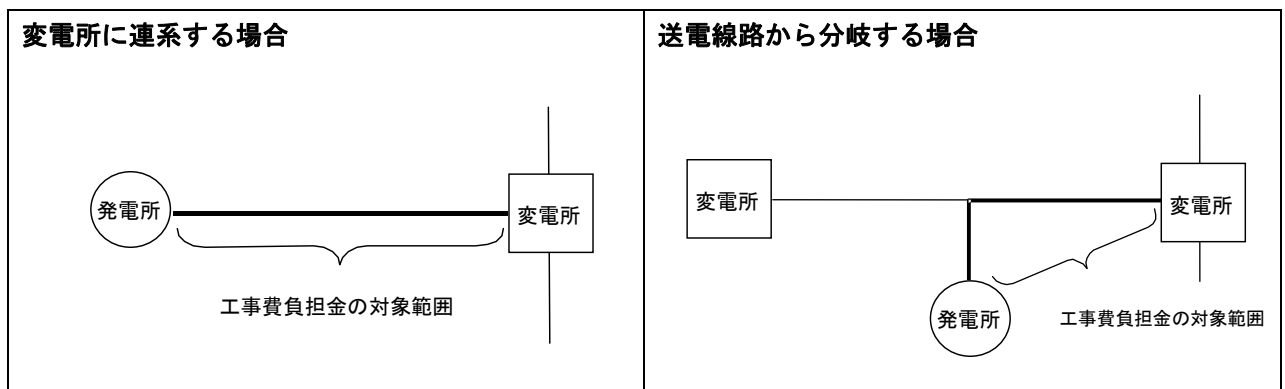
なお、発電所の停止時等に当社から供給を受ける契約がある場合には、当社が契約者から受電する最大電力と当社が供給する場合の最大電力とを比較し、当社が受電する電力の方が大きい場合には電源線として取扱います。



<b>電源線</b>	当社が受電する最大電力 > 当社が供給する最大電力
<b>負荷線</b>	当社が受電する最大電力 < 当社が供給する最大電力

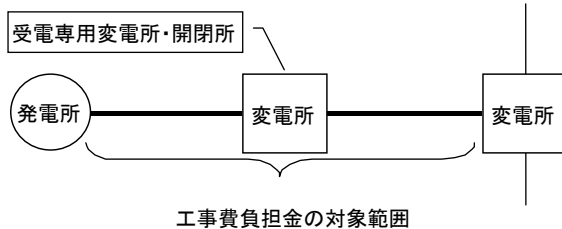
## 2 工事費負担金の対象設備

発電所から最初の当社変電所または開閉所までの当社供給設備で、発電所の接続にともない工事が必要となる部分が工事費負担金の対象となります。

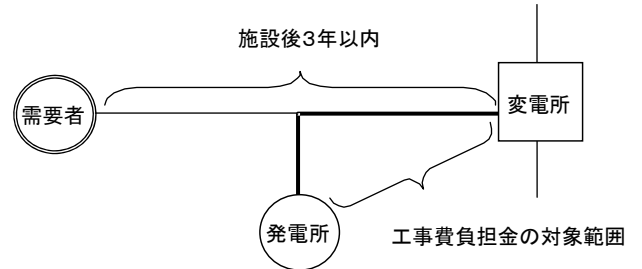


**【補 足】**

発電所への事故波及防止のために専用の変電所・開閉所を施設する場合には、専用ではない変電所・開閉所までの供給設備が対象となります。



施設後3年以内の既設の供給設備を利用する場合は、新たに施設する供給設備とみなし、工事費負担金の対象といたします。



**3 共同電源線の扱いについて**

複数の契約者から同時に託送供給の申込みがあり、複数の契約者が一部または全部を共用する電源線(以下、「共同電源線」といいます。)を1件の工事として、当社が新たに施設する場合、共用する部分の工事費負担金は、原則として契約受電電力の比で按分したものといたします。

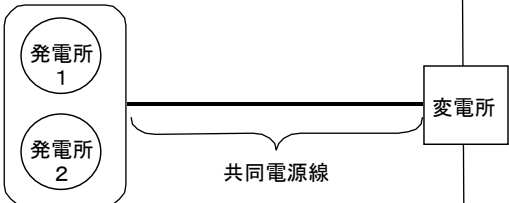
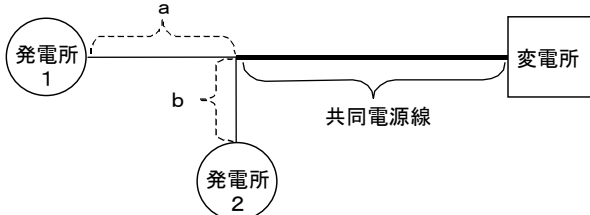
なお、複数の契約者が共同して申し込まれた場合等には、1申込みとして工事費負担金を算定いたします。

共同電源線の容量は、2つ以上の当該契約が同時に受電する場合の最大電力を基準といたします。

**(1) 同時申込みの場合**

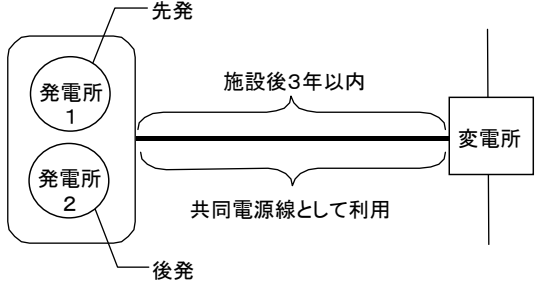
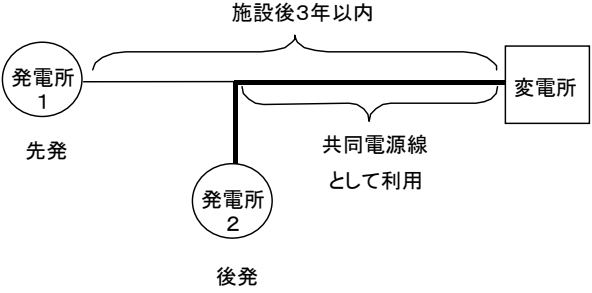
契約受電電力の比率で按分し、工事費負担金を算定します。

**【契約受電電力が、発電所1 = 2万kW、発電所2 = 1万kWの場合】**

電源線の全部を共用する場合	電源線の一部を共用する場合
 <p>工事費負担金を2 : 1の比率で按分します。</p>	 <p>共同電源線部分を2 : 1の比率で按分し、それぞれ単独使用部分(aとb)と合わせたものを工事費負担金とします。</p>

**(2) 施設後3年以内の電源線を利用する場合**

後発の契約者が、施設後3年以内の電源線の全部または一部を共同電源線として利用する場合、その利用部分は、施設時点において共同電源線として施設したものととして工事費を算定し直します。

後発電源が電源線の全部を共用する場合	後発電源が電源線の一部を共用する場合
	
<p>施設時点において共同電源線として施設したものとみなして工事費を算定し直します。</p>	<p>後発電源も共同で利用する部分を、施設時点において共同電源線として施設したものとみなして、共同電源線部分の工事費を算定し直します。</p>

以 上